参考様式第１（施行規則第２条第２項第２号及び第３号関係）

令和　　年　　月　　日

動物愛護管理法第 12 条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類

申請者　　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

□　申請者
□　当該法人の役員
□　使用人
□　動物取扱責任者

事項
１　精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
３　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 19 条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から５年を経過しない者
４　法第 10 条第１項の登録を受けた者で法人であるものが法第 19 条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあつた日から５年を経過しないもの
５　法第 19 条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
５の２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
６　この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 10 条第２号（同法第９条第５項において準用する同法第７条に係る部分に限る。）若しくは第３号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 69 条の７第１項第４号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第５号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第 70 条第１項第 36 号（同法第 48 条第３項又は第 52 条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第 72 条第１項第３号（同法第 69 条の７第１項第４号及び第５号に係る部分に限る。）若しくは第５号（同法第 70 条第１項第 36 号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 27 条第１号若しくは第２号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
７　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
７の２　第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

備　考

この書類の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。